

# 徳島県妊孕性検査支援事業 Q&A

(R8.4時点)

(1)助成要件・助成内容について			
Q1	助成の対象となる検査はどのようなものになりますか。	A1	妊孕性を知るための(不妊)検査※が対象です。 ※医師が必要と認めた検査 男性の精液検査、女性の抗ミュラー管ホルモン検査は必須検査です。 検査項目等でご不明なことがあれば検査を受けた医療機関に確認してください。
Q2	必須検査を設ける理由はなんですか。	A2	不妊の原因は、男性側にも女性側にも同じくらいの割合であることから、妊孕性にかかる検査は男女共に受けることが大切です。 男性には精液を調べる検査を、女性には卵巣の機能が年齢相当であるかを調べる抗ミュラー管ホルモン検査（AMH）を必須検査としています。
Q3	必須検査等の結果説明は受けられますか。	A3	検査結果を正しく理解した上で、今後のライフプランの決定に活かしていただくため、検査を実施した医療機関の医師から、結果説明をいただくこととしています。 なお、検査実施医療機関は、産婦人科の専門医や生殖専門医がいる医療機関に限定し、受検について十分な説明が可能な体制を整備しています。
Q4	助成の対象となる要件はなんですか。	A4	申請日時時点で法律婚又は事実婚の関係にあるご夫婦で、次の①から④に掲げる要件をすべて満たしている方が対象です。 ①過去に不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を受けたことがないこと ②助成の申請時に、夫婦の一方又は双方が徳島県内に住所を有していること ③検査開始日における妻の年齢が40歳未満であること ④事業対象医療機関で、夫婦ともに検査を受けていること （夫婦のいずれかが検査を開始して1年以内にもう一方が検査をすること）
Q5	助成の対象者に「不妊治療を受けたことがないこと」とありますが、自費診療分だけが対象ということですか。	A5	自費診療でも保険診療でも、不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を受けたことがある場合は対象外です。
Q6	妊孕性を知るための検査をした結果、不妊治療を始めることになりましたが、妊孕性に係る検査については助成の対象になりますか。	A6	検査終了日までに不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を受けていないのであれば、助成の対象です。

Q7	タイミング療法や排卵誘発剤治療を開始していても、本事業の対象となりますか。	A7	検査と同時期にタイミング療法等を開始することがあるため対象となります。
Q8	夫の年齢に制限はありますか。	A8	ありません。
Q9	所得の制限はありますか。	A9	ありません。
Q10	異なる医療機関で同じ検査を2回以上受けている場合でも、助成の対象となりますか。	A10	各医療機関の医師が妊孕性を知るために必要と認めた検査に関しては対象となります。
Q11	2カ所の医療機関で検査をした場合、それぞれの証明書(様式第2号)作成にかかった文書料は助成の対象となりますか。	A11	2カ所分の証明書(様式第2号)作成にかかる文書料も対象となります。
Q12	証明書(様式第2号)作成にかかった文書料は助成の対象となりますか。	A12	証明書(様式第2号)作成にかかる文書料も対象となります。
Q13	検査開始日とはいつのことですか。	A13	検査を複数回にわたり受けた場合は、そのうち最も早い日をいいます。
Q14	検査が1日で終了せず、複数回にわたり実施しました。助成の対象となりますか。	A14	複数回にわたり検査を実施した場合も、助成の対象となります。
Q15	夫婦が別居していて別の都道府県(外国を含む)に居住しています。徳島県で申請できますか。	A15	申請日時時点で、夫婦いずれかが徳島県内に住民票を有していれば申請できます。
Q16	申請は何回できますか。	A16	1夫婦につき1回限り申請できます。 複数回にわたり検査を行った場合は、最後の検査が終了した後、まとめて申請ください。 なお、申請後に再度検査をした場合、申請済額が助成上限額に達していない場合でも、再度の助成金の申請は受け付けできませんのでご注意ください。
Q17	既に子どもがいる場合でも助成の対象となりますか。	A17	対象となります。 ただし、以前に助成を受けている場合や不妊治療を受けている場合は対象となりません。
Q18	第1子は体外受精で授かり、今回、第2子を希望し、検査を考えています。助成の対象となりますか。	A18	過去に不妊治療を受けたことがあるため、助成対象となりません。
Q19	検査途中で妊娠しましたが、流産となりました。その場合、その後の検査は申請の対象になりますか。	A19	妊娠前の検査は対象となりますが、妊娠した段階で、それ以降の検査は対象外です。

Q20	県外の医療機関で不妊検査を受診しました。 申請できますか。	A20	助成対象となりません。 事業対象医療機関（県ホームページに掲載）で受検した検査が対象となります。
Q21	検査開始日時点では妻の年齢は39歳でしたが、 検査を受診している間に、40歳に到達しました。 その後の検査は対象となりますか。	A21	検査開始日時点で40歳未満であれば、検査の途中で40歳に達しても、 検査開始日から1年以内の検査については、助成の対象となります。
Q22	検査開始日時点では、夫婦ともに徳島県外に居住していましたが、 申請日時点で、徳島県内に住民票がある場合は、対象となりますか。	A22	対象となります。 ただし、事業対象医療機関（県ホームページに掲載）で受検した検査に限ります。
Q23	婚姻届の提出前に二人で対象の検査を受けましたが、 助成の対象となりますか。	A23	婚姻の有無を問わず、事実婚であれば助成対象となります。 ただし、事実婚の場合は、 別途申立書等の提出が必要となります。
Q24	不妊治療（人工授精）を受けていた夫婦が離婚し、その後、別の方と再婚し、 妊孕性にかかる検査を受けた場合、助成の対象となりますか。	A24	・助成対象者は、夫婦単位となるため、以前の夫婦が実施した治療や助成回数は通算せず、 新たな助成対象者として取扱うこととなります。 ・現夫婦において助成対象要件を満たしている場合は申請が可能です。
<b>(2)治療期間と申請期限について</b>			
Q25	夫婦が別の日に不妊検査を受けた場合、検査開始日はどちらの検査日が基準になりますか。	A25	夫婦それぞれの初めての検査開始日のいずれか早い日が基準となります。
Q26	助成の対象期間はいつからいつまでになりますか。	A26	夫婦のどちらかが検査を開始した日から、検査を終了するまでとなります。 なお、夫婦のいずれか早い方が検査を開始した日から1年未満となります。 （例）令和6年4月8日に検査を開始した場合、 令和7年4月7日までの検査が助成対象です。
Q27	申請期限はありますか。	A27	原則助成の対象となる検査が終了した日の属する年度内(4月1日～3月31日まで)です。 ただし申請は、必要書類が不備無く揃った状態でなければ受け付けられません。
Q28	「夫婦ともに検査を受けていること」とはどういうことですか。	A28	夫婦のどちらかが検査を受けて1年未満にもう一方が検査を実施していることです。 必ずしも、同じ医療機関に受診する必要はありません。
Q29	検査が終了しなければ申請できませんか。	A29	夫婦の自己負担額合計が2万5千円を超えた場合は、申請が可能です。 （助成の上限に達するため） この場合、医療機関の証明書（様式第2号）は、 直近の受診日までの期間で作成するよう依頼してください。

Q30	複数回の検査の途中で、自己負担額が2万5千円を超えました。 この時点で申請できますか。	A30	申請可能です。ただし、男女ともに必須検査を受けている必要があります。
Q31	検査が終了しましたが、自己負担額が2万5千円未満でした。 申請できますか。	A31	申請可能です。 ただし、助成回数は夫婦1組につき1回のため、 助成額が2万5千円未満の場合でも、再度助成申請することはできません。
<b>(3)医療機関について</b>			
Q32	受診する医療機関の指定はありますか。	A32	当助成事業の対象となる（証明書を発行できる）医療機関の一覧を 徳島県ホームページに掲載しています。 一覧に掲載されている以外の医療機関で受検した検査は、助成の対象外です。
Q33	夫婦が別の医療機関で受診している場合は対象になりますか。	A33	対象になります。 その場合、医療機関の証明書はそれぞれの医療機関で作成してもらう必要があります。
Q34	検査の途中で転院したのですが、助成の対象となりますか。	A34	転院があっても対象の医療機関であれば助成の対象となります。 ただし、申請にあたっては、医療機関の証明書はそれぞれの医療機関で作成してもらう 必要があります。
<b>(4)申請書類について</b>			
Q35	申請書（様式第1号）の日付は、いつの日付を記入するのですか。	A35	申請書を記入した日にしてください。
Q36	申請書を書き間違えた場合は、どのように訂正すればよいですか。	A36	書き間違えた箇所に二重線を引き、その上に正しい内容を記入してください。 修正テープ等での修正はしないでください。
Q37	住民票の写しは、夫と妻それぞれに必要ですか。	A37	まとめて記載されているもので結構です。 夫と妻の住所、氏名、生年月日及び <b>続柄</b> が記載されているものに限り ます。 <b>個人番号（マイナンバー）の記載がないもの また発行から3か月以内のものを提出してください。</b>
Q38	マイナンバーが記載された住民票を取得してしまいました。 再取得が必要ですか。	A38	マイナンバーを黒塗りして使用することができますので、再取得は不要です。
Q39	パートナーが県外在住の場合、県外の住民票も必要ですか。	A39	県内に在住している方の住民票だけで結構です。

Q40	事実婚の場合、両人の住民票が必要ですか。	A40	同一住所に登録(同一世帯)があり、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」、「同居人」等の記載がある場合は、1通の住民票の提出で結構です。 同一住所に登録があるが、両者が「世帯主」として登録されている場合や、住所が別の場合は、それぞれ1枚ずつの住民票の提出が必要です。
Q41	外国籍であるため、戸籍謄本を提出できません。 この場合は、何を提出すればよいですか。	A41	婚姻関係が確認できる書類(婚姻届受理証明書や、 自国で発行された婚姻証明書のコピー(翻訳添付))を提出してください。
Q42	領収書の提出は必要ですか。	A42	不要です。 領収内容は、受検医療機関で様式第2号に記載を依頼してください。
Q43	振込口座は、どの口座でもよいですか。	A43	申請者名義の口座であれば、どちらの口座を記入いただいてもかまいません。
Q44	振込先口座の通帳がない場合は、どうしたらよいですか。	A44	通帳がない場合は、キャッシュカードのコピーを提出してください。 ネット銀行の場合は、口座番号、口座名義、銀行コード等が掲載されたページを印刷して提出してください。
Q45	検査終了後、申請までに入籍した場合(様式第2号の受診等証明書と住民票の姓が違う場合)、戸籍謄本(抄本)の提出は必要ですか。	A45	住民票に続柄の記載があれば戸籍謄本(抄本)の提出は不要です。 ただし、氏名変更の経緯がわかるもの〔運転免許証(裏面に氏名変更の記載があるもの)の写し等〕を提出してください。
<b>(5)申請手続きについて</b>			
Q46	申請窓口はどこですか。郵送での申請は可能ですか。	A46	お住まいを管轄する保健所に郵送又は窓口にて書類を提出してください。 郵送の場合は、簡易書留や特定記録郵便など、記録が残る方法で送付してください。
Q47	申請書に不備があった場合はどうなりますか。	A47	申請書類の不備があった場合や、記載内容に疑義がある場合は、 電話等でご連絡します。 申請書(様式第1号)に日中連絡のつく電話番号(できれば携帯番号)を記載ください。 ただし申請は、必要書類が不備無く揃った時点で受付となります。
<b>(6)その他</b>			
Q48	助成金はどのくらいで振り込まれますか。	A48	書類の不備がなければ、1~2ヶ月程度で指定口座に振り込みを行います。
Q49	提出した証明書や申請書の写しが必要ですが、 後日返却やコピーを提供してもらえますか。	A49	各申請書類の返却はできませんので、写しが必要な場合は、ご自身で提出前にコピーをとり保管ください。

(7)検査実施医療機関（様式第2号証明書作成関係）

Q50	証明書(様式第2号)の記載にあたり初診料と再診料は含まれますか。	A50	含まれません。ただし判断料、検査説明料は検査代として含まれます。
Q51	夫婦がそれぞれ別の医療機関を受診した場合、 証明書(様式第2号)に、受診していない夫もしくは妻の 氏名や生年月日の記入が必要ですか。	A51	記載の必要はありません。ただし、治療開始時に妻の年齢が40歳未満でなければ、本事業の対象にはならないためご注意ください。
Q52	他の助成制度と重複する検査項目はありますか。	A52	県内の一部市町村が実施する「一般不妊治療助成事業」の対象検査と 本事業の検査が重なる可能性があります。 他の助成と検査項目が重複していない旨、確認をお願いします。
Q53	子宮頸がん検診は本事業の対象となりますか。	A53	対象外です。
Q54	実施した超音波検査は全て助成の対象となりますか。	A54	本事業の対象は、妊娠の妨げとなる要素の確認を目的として実施する1回目のみです。 排卵誘発等により卵胞状態の確認のために実施する2回目以降は対象外です。